

## 第5章 計画の推進と進捗管理

## 1 計画の推進体制

地域福祉は行政だけでなく、市民・行政区・地域の活動団体・地域で活動する社会福祉関係団体など、多くの人々が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

### (1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考えること、手を取りあい、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃からあいさつなどを通じて身近な人とのコミュニケーションを取り、交流を深めていくことで、困ったときに助けあえる関係をつくっていくことが必要です。

### (2) 行政区

行政区は、その地域に住む人たちが助けあいながら、住みやすい環境にしていくため自主的な取り組みを展開しています。また、見守り活動や災害時の協力体制など、地域活動においてもますます大きな役割を担うことが期待されています。

### (3) 地域の活動団体

社会貢献に対する市民の関心が高まり、ボランティアや NPO 法人などの活動も活発になってきています。地域に根ざした活動はもとより、より広域な福祉活動の担い手としても、大きな期待を寄せられています。

また、シニアクラブ・PTA・子ども会や育成会など、地域の活動団体の活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

### (4) 福祉サービス事業者

介護事業などを営む社会福祉法人などは、地域への貢献の使命を帯びています。社会福祉法にて「社会福祉法人は、【中略】日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」とあるように、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、施設の地域交流スペースの提供や福祉避難所としての機能など、地域福祉への貢献も期待されています。

### (5) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の嘱託である民生委員・児童委員は、高齢者・障がい者・母子などへの福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者への支援など、地域福祉の最前線において様々な活動に取り組んでいます。

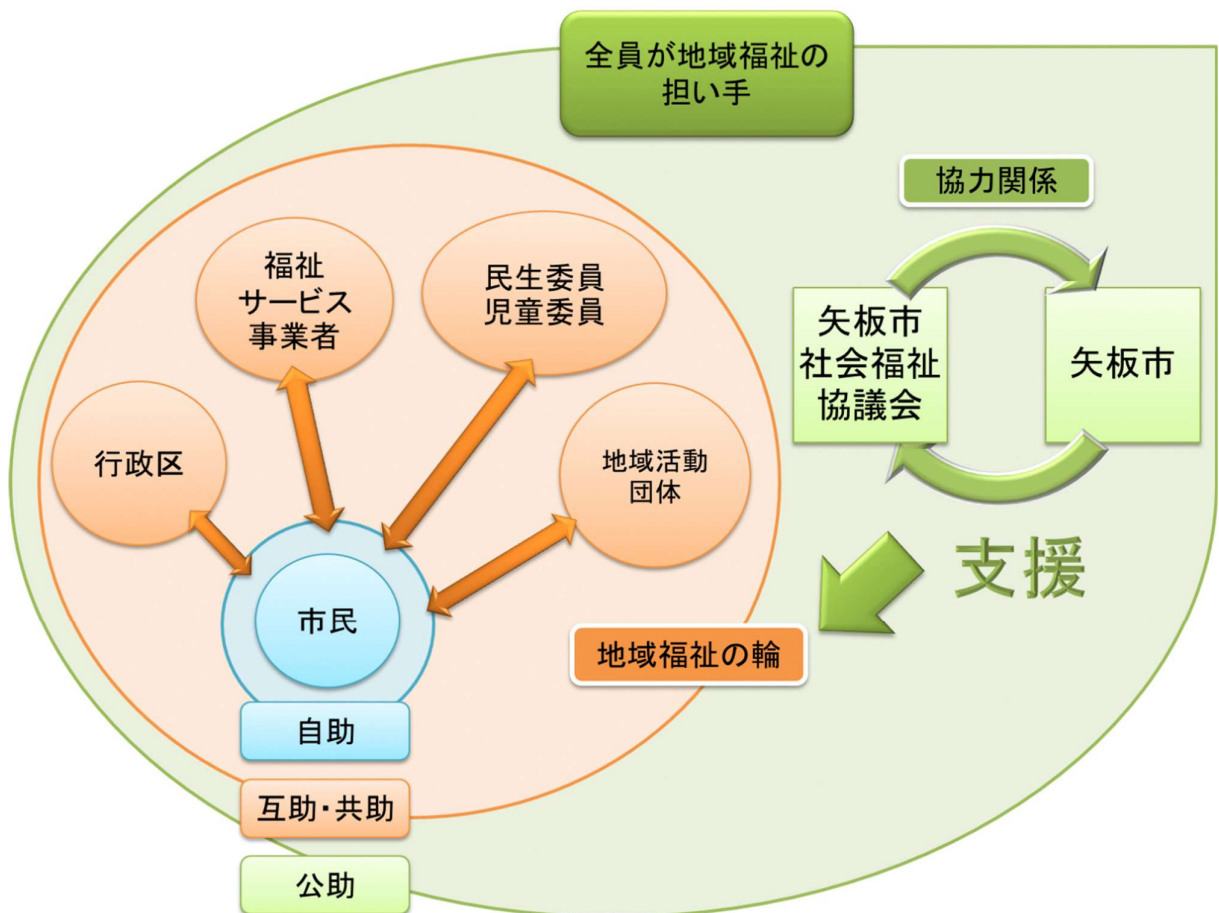
また、行政や関係機関などと市民をつなぐパイプ役や、地域福祉活動推進役としても、大きな期待が寄せられています。

## (6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉事業の企画・実施、事業に関する調査・普及・周知・連絡・調整・助成、社会福祉活動への住民参加の援助などを行います。

## (7) 行政

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉サービスの向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的・総合的に推進する責務があります。そのために、庁内の福祉に関係する部署はもとより、市民・ボランティア・NPO法人・福祉に関する事業者や社会福祉協議会などとも相互に連携しながら、地域における福祉活動を支援していきます。



## 2 計画の進捗を管理する体制

本計画の進捗管理は、計画の策定（P：Plan）、計画の実行（D：Do）、計画の評価（C：Check）、計画の見直し（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。

